

瀬戸内市建設工事請負代金中間前金払取扱要綱

平成23年6月1日

(趣旨)

第1

中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度である。

この要綱は、実施に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(範囲)

第2

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前払金に関する同条第5項の規定に基づき登録を受けた保証契約を締結した公共工事のうち、工事1件の請負代金額が1,000万円以上の工事について、次の要件の全てに該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費とする。

なお、契約締結にあたり、部分払を選択した工事については、中間前金払の対象としない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(債務負担行為等に係る特例)

第3

2に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が1,000万円以上の工事を対象とするものであること。この場合においては、2の(1)及び(2)中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、2の(3)中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払を受けている会計年度においては、部分払(当該会計年度末における部分払を除く。)は行わないものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が1,000万円以上により、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

(割合)

第4

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払に係る認定)

第5

- (1) 発注者は、受注者から中間前金払に係る中間前金払認定請求書(別紙1)が提出されたときは、2の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。
なお、認定請求書には、工事履行報告書、実施工程表と写真を添付させるものとする。
- (2) 発注者は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、工事履行報告書等の資料(以下「認定資料」という。)により行うことができるものとする。
この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (3) 発注者は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、中間前金払認定調書(別紙2)を、受注者に交付するものとする。

(中間前払金の支払の請求)

第6

受注者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、中間前払金認定調書については添付を要しない。

(中間前払金と部分払の選択)

第7

中間前払金の対象となる工事の契約にあたっては、中間前払金・部分払選択届(別紙3)の提出を求め、中間前払金又は部分払のいずれかを選択させるものとする。この場合において、契約締結後の変更は認めないものとする。

附 則

本要綱は、平成23年6月1日から施行する。

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
上記の工事について、中間前金払の認定を請求します。	
年 月 日	
瀬戸内市長 様	
受注者 住 所	
氏 名 印	

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
備 考	
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p>年 月 日</p> <p>瀬戸内市長 印</p>	

平成 年 月 日

瀬戸内市長 様

受注者 住 所

氏 名 印

中間前金払・部分払選択届

下記工事について、

中間前金払
部 分 払

 を選択します。

記

工 事 名

工事場所

請負代金額 _____ 円

工 期 年 月 日 ~ 年 月 日

注1 中間前金払又は部分払のどちらかを2本線で抹消してください。

注2 契約締結後は、選択の変更は認められません。